

平成28年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 平成28年7月14日（火）午後1時30分から2時50分まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員15名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）15名

4 審議の概要

【司会】

ただいまから、平成28年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を開催させていただきます。

本日の審議会は、委員20名中15名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領3（1）に基づき、公開とされています。

なお、傍聴申込みはありませんでした。

それでは、はじめに永井会長から御挨拶をいただきたいと思います。

永井会長お願いいたします。

（永井会長あいさつ）

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、川島県民生活部長から御挨拶を申し上げます。

（川島県民生活部長あいさつ）

【司会】

続きまして、平成27年8月19日に開催された審議会以降に新しく就任された委員の皆様を御紹介させていただきます。

（事務局説明）

【司会】

それでは、条例施行規則第10条第2項の規定により、「会長は、会務を総理する」

こととされておりますので、議事の進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、よろしくお願いいたします。

早速ですが、最初に本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印する」こととされております。今回は、市村多加子委員と荻原哲哉委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(市村委員、荻原委員了承)

それでは、議事を進めてまいります。

議事(1)の「部会委員の指名」に入らせていただきます。

規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次へ進めさせていただきます。

次に、議事(2)少年非行の概況について説明をお願いします。

(県警本部少年課説明)

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などがある方はお願いします。

【委員】

このデータはちょっと前から気になっていたんですけど、これは確認ですけど、4番の児童虐待の認知件数は警察の方で認知された数ということですね。他の項目は、ほとんどが警察が検挙なり補導される件数なので、実数に近いと思うんですけど、児童虐待の方は児童相談所に直接行ってるデータはここには入っていないという

ことによろしいですよね。

【事務局】

はい、入ってきておりません。警察活動によって認知した数です。

【委員】

実際は県内の件数はもっと多いですもんね。

【事務局】

はい、そうです。

【委員】

それから、心理的虐待を2年くらい前から検挙を積極的にするように指導しているというようなことを、この場でおっしゃってたと思うんですけど、心理的虐待というのは非常にあいまいで判りにくいですよ、他の虐待に比べて。心理的なので外から見えにくいですね。具体的にはどのようなものがあるかわかりますか。

【事務局】

一番多いケースは、夫婦喧嘩を子どもの目の前で行ったというのは、心理的に児童の成長に妨げになるという考えで心理的虐待と捉えております。

【委員】

DVを伴う夫婦喧嘩を子どもの前で見せるのも、虐待に当たると考えられて児童虐待防止法に書き込まれてあったと思うんですが、警察が夫婦喧嘩を認知する機会は結構少ないと思うんですけども。

【事務局】

110番通報で夫婦喧嘩というのは多いです。

【委員】

そうすると、DVとかの110番があった時に、そこで駆けつけたところに子どもがいたりしたら、心理的虐待があったと計上するということですね。

【事務局】

はい、そうです。私たちも各警察署に指導している心理的虐待の定義がありまして、具体的には、暴力的な言動により児童を脅す、児童を無視したり拒絶的な態度を示したり、児童の面前で配偶者やその他の家族等に対し暴力を繰り返す。こうい

ったものは心理的虐待として通告するように指導しております。

【委員】

わかりました。確かに普通の方に夫婦喧嘩がちょっとあつたら、昔と違って警察にすぐ連絡されることが多いので、そういうDV関係の通報も増えているということですね。

【事務局】

はい、多いと感じております。

【委員】

わかりました。ありがとうございました。

【会長】

他によろしいでしょうか。それでは、御意見、御質問もないようですので、次へ進めさせていただきます。

次の議事（3）と（4）は、いずれも条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から御意見、御質問などをいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、事務局から順次説明をお願いします。

（事務局説明）

【会長】

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明がひと通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問がある方はお願いします。

【委員】

条例調査員は、県の職員と県警の職員が指定されていると伺っているが、実際は深夜の店舗等の調査はそれぞれの調査員が調査されているのか、県警がやっているのか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

それともう一つ、携帯電話販売事業者への立入調査ですけど、調査員が行かれてどのようにやっているのかということですけど、例えばマニュアルがあればそれでよしとするのか、実際に様子を隠れて見ているか確認するのか、その辺はどのような調査をしているのか。少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

【会長】

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい。まず深夜営業施設についてですが、県の方では、基本的には午後11時以降に回ることはありませんので、聞き取り等による調査になります。

携帯電話販売店に対する調査につきましては、隠れてやるとかそういうことはなく、普通のお客さんに混じって調査員であることを示して聞き取り調査になります。

【委員】

お客さんに成りすまして行って、どのように説明しているか確認することもありますか。

【事務局】

身分を隠してということはありません。あくまでも条例による調査ですので、調査員証を示して聞き取り調査をしています。

【委員】

それと、条例調査員はどのような人数でどのようにやっているのか教えていただけないでしょうか。

【事務局】

条例調査員につきましては、社会活動推進課の青少年グループの職員が条例調査員となってやっております。

さらには、県民生活部の次長、県民事務所、県民センターの職員も調査員になりまして、それぞれの所管の店舗を調査しています。

先程、深夜営業の話がございまして、今月末にはカラオケボックスに社会活動推進課の職員で分担して、名古屋市内ですが午後7時以降にタクシーで十数店舗を、それぞれ分担して回るような調査も計画しております。

【委員】

県の職員のみということですね。警察関係の方はいらっしゃらないということですか。

【事務局】

警察でも条例調査員は指定しておりまして、本部少年課と警察署の少年係や保安係等に条例調査員証は配布しておりまして、今月も県の職員と警察署の少年係が合

同で、JKビジネス、有害役務営業と思われる店舗と一緒に立入調査を行っております。

【会長】

他に御質問、御意見ございますでしょうか。

【委員】

資料ナンバー11の営業形態の中の、「見学クラブ、散歩」というのは何も無いですが、例えばどういうものなのでしょう。

【事務局】

見学クラブにつきましては、JK、女子校生等の従業員がマジックミラーの向こうで、生活というか、お菓子を食ったり、漫画を読んでいる姿をマジックミラー越しにお客さんが見るというのが見学クラブになります。

散歩というのは、異性との屋外デートや観光案内等のサービスを提供するような営業形態になります。

【委員】

出会い系とかそういうことなんですかね。

【事務局】

出会い系喫茶ですと風営法での規制がありますが、出会い系喫茶とまではいかないのですが、似たようなものになります。

【会長】

他に何か御質問、御意見ございますでしょうか。

御意見、御質問が無いようですので、次へ進めさせていただきます。

それでは、次の議事（5）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

【会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの議事（5）の事務局の説明につきまして、御意見、御質問などがある方は、お願いします。

【委員】

JKビジネスというのは、愛知県警がいち早く条例化して取り締まったので、ほ

とんどなくなっただと思いますけど、いろいろな改正がありまして、この中には入っていませんけど、18歳未満のゲームセンターへの入店規制の緩和ということで、ちょっと調べてきたのですが、風営法が改正されて、午後6時までには制限されていたものが、18歳未満のゲームセンターへの入店を保護者の同伴を条件に午後10時まで延長したという自治体が全国で42都道府県にあがっていますけれど、このゲームセンターに関して、保護者付き添いでゲームセンターへ行けばいいということでそれで済むのかどうか。本当に保護者と一緒に行くのかどうかというのが、この資料の中には入ってませんが、10時までということで殆どの県が改正になっていますけど、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

【事務局】

ゲームセンターに関する規定は青少年保護育成条例にはございません。風営適正化法の施行条例に根拠があります。愛知県の条例も他の県と同じような改正でありまして、保護者同伴であれば規制の対象となっておりません。それは他の県と同様でございます。

【委員】

ゲームセンターが仮に10時までということで、本当にしっかり監視できるのかということなんですけど。

【事務局】

当然、ゲームセンターの営業者側が、そういったものは前提として、保護者同伴かどうかは見てくれていると思いますけれども、もし通報があった場合は、警察官も現場出向いたしまして、その通報の対象となる少年等に名前を聞いたり、保護者がいれば、ちゃんと保護者なのかどうか身分確認等必ずいたします。それで、もし保護者でないということであれば、さらに事実確認をして、嚴重注意で終わらせるのか、そういったものは適切に対応することとなります。

【委員】

実は、現在バッティングセンターにバイトに行っているのですが、そこにゲームコーナーがありますので、そういうことが決まったということを知っていますので、そのための看板も大きく変えないといけないということで、今変えつつあります。

私どもが受付で見ていると、今までは6時以降はダメだということを言ってきましたけど、最近は改正になったということで、子どもだけでやっている場合は、「もうダメだよ」と言いますけれども、親子でやっている方は、改正を意識してやる方はいないですね。今までの関係もありますから、午後6時になってからほとんどや

られないということもあります。もしあれば一緒にやっているということで、親子であるか確認し、その抑止力といいますか、保護者には、警察の方が定期的に回ってきているから、そこをきちんとやらないと営業停止になってしまうということをお話しして退去してもらおうという形で実際は取り組んでおります。

【会長】

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

【委員】

深夜につきましては、先回の審議会で、「日出時はあいまいだ」と発言させていただいたのですが、午前6時になったということで、少し早いかとも思ったのですが、冬は結構6時でも暗いということで、6時でもいいのかなと納得しています。深夜に子どもたちが出ている場合は当然注意するということになるわけですが、ネットの空間を見ますと、子どもたちはやりたい放題という現状があります。

それをどう規制していくのかということになりますと、SNS、交流サイトというのが流行っているわけでありますが、そういうものを端末や法律で規制するというのは表現の自由ということもあってなかなか難しい。ということになると、ケータイ・スマホは保護者が買い与えるということでペアレンタルコントロール、親の監督指導が重要になってくるわけです。

そのために、愛知県では、「保護者のための体験！体感！スマホ教室」をやっており、大変好評であると伺っており、私も地元でいろいろ呼びかけて開催している訳で、今年は少し予算をアップされて、3～4千万位の予算で内容も充実されていると聞いています。どちらかという一回取り組むと結構ためになりますから、もう一回頼みたいということになる訳ですが、そうすると固定されたところで取り組まれているという状態で、もっと県内のいろんな団体へ広げていく必要があるんじゃないかと思っています。

現在まで400回くらい申込があったと聞いていますが、実際は今までやったところが重複してやっているのか、新たなところに呼びかけているのか、その辺の広がりという面で現在の状況を説明していただきたいと思います。

それともう一つは、スマホ教室はどちらかという交流サイトのやりとりで、LINEとかで犯罪被害に遭うということを防止するという内容が主であります。最近乳幼児をタブレットで子守させる実態がありまして、まだ医学的には根拠がないと言われていますが、愛着障害とかいろんな問題が出てくるのが予想されます。だからこういった方面のところにも警告や説明できるような内容に少しシフトいただいて、乳幼児のところからもケアできるような教室にしていきたいと思います。

【事務局】

まず、一点目のスマホ教室の実施について説明させていただきます。

平成26年から実施をさせていただいて、今年で三年目になります。26、27年を振り返ってみますと、集中して実施していただいている市町村があったという事実はございます。そういったところから、今年度は未実施の市町村にやっていきたいなということで、年度当初に市町村の青少年担当者の会議で、積極的に実施していない市町村については、関係機関等に勧誘をお願いしたところでもあります。

現在受け付けておりますが、過去2年間、実施回数が少なかった市町村についても今年度は実施できるのかなという状況でございます。

さらにもう一点ですが、教育委員会と連携しまして、学校は学校の方で生徒に向けた教室を実施されております。その学校の保護者に対してスマホ教室を実施して、生徒にも実施し、その保護者に対しても実施するという取組をしているということで業者にも伝えており、今年度のスマホ教室を実施していきたいと考えております。

もう一点の乳児の方でございます。私も一昨年、教育委員会のスマホ関係の会議に出た時に、幼稚園連盟の会長さんが「本当に困っている」というようなことを発言されたのを記憶しております。子守りアプリというのが非常に流行っているということでございます。

本県につきましては、今年度までは、小中高の保護者を対象として実施しております。来年度どうするかというのは今後の話でございますが、3年間実施しておりますが、もう少し継続実施していった方がいいのではないかと考えております。

今のところ、幼稚園児の保護者までのスマホ教室はどうかと考えていることと、端末の業者もいろんな教室をやっていただいておりますが、なかなかそこまで規制するのは難しいという御発言も聞いたことがございます。その辺は今後の課題なのかなと承知しているところでございます。

【委員】

そうしますと、今は小中高の保護者向けで、もう少し幅広く各市町村でも取り組んでもらえるようにということですね。

ペアレンタルコントロール、保護者の指導監督は重要なことですので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私たちがいろんなところで広げていきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございました。他に何か。

【委員】

最近、よく新聞で青少年の性被害が載っていて、加害者の方が青少年保護育成条

例違反で逮捕という記事を見かけることがあるのですが、そのきっかけがSNSだったり、インターネットだったりと報道されているのですが、サイバーパトロールを実施しているのか、その辺について愛知県の状況を知りたいので教えていただければと思うのですが。

【事務局】

愛知県警察としまして、サイバーパトロールはやっております。

そこで端緒を得て事件化したものも当然ございます。詳細な数字等は統計として持っておりませんが、立件できるものできないものも含めてやっております。

【委員】

どんな感じか、件数とかはわからないですか。

【事務局】

サイバーパトロールを何台使ってやっているのか、そういう数字はとっておりません。

【委員】

サイバーパトロールを端緒に事件化されたものがどれくらいあるのかもわからないのですか。

【事務局】

事件が、送致事実だとか罪名だとか、そういった統計をメインに取っておりまして、今はそういった統計を持っておりませんので、もしありましたら、またお知らせしたいと思います。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

先ほどスマホの話が出たんですけど、私は高校3年生と中学3年生の子どもがいるのですが、子どもの方がスマホの利用率が高くて親が追い付いていません。

私も縁エキスパートさんとか、実際に携帯をいじりながら、いじめ体験だとかの講義を受けたのですが、親よりも子どもがたくさん怖さを知った方がいいと思います。親は受けても自分が持っていなければ、子どもには絶対伝わらないし、特に小学生の子がほとんど持ち始める時代なので、その怖さをどんどん教えていく方がいいと思います。

子どもは、ちょっと押したことによって違う人に伝わるということが全然理解されてなくて、小学生の子どもなら、自分の小学校の中だけで動いているような気持ちになっていると思っています。とにかく親よりも小中学生の子どもに講義をいっぱいいろんなところで聞かせてあげた方が役に立つと思います。

【会長】

御意見でよろしいですね。事務局、何かコメントはありますか。

【事務局】

スマホ教室なんですけれども、今お話があったように、子どもさんはいっぱい使うから当然長けているわけですね。一方で親御さんは特別な使い方はしないものですから、どうしても子どもさんとのスキルに差がついてくることがあって、親御さんにしっかりと危険性を知っていただくということで、元々スマホ教室を始めたということでございます。

ただ、御指摘の親御さんと子どもさんのスキルの格差というのは、ずっとでき続けていくことになるものですから、そうなる何が大切かということ、やはりフィルタリングですね。それが必ずしも十分に利用されていないものですから、フィルタリングを使っていただくということの理解を十分に進めるということと、それから親御さんと子どもさんがスマホをどういうふうにするかということについて話し合っていていただく、話し合いのきっかけとしてスマホ教室をやる。結局、どこまで行ってもその格差は埋まらないので、親の目が最大のフィルタリングだということをししっかりと認識していただくきっかけとしてのスマホ教室だと思っております。

子どもさんは、学校側からスマホをこうやって使うと危険だということについて学校が中心となって教室を開いていただいているのですが、一方で県民生活部の方は、親御さんに対してやるということで、学校の教室と、希望をとってやるうちのスマホ教室がうまくリンクしないというところがあったものですから、今年はあるべくそこが近づくように、教育委員会と連携して、同じ地域でやれるようなことを進めているところであります。

いずれにしても、いろんなことを工夫しながら、スマホの適正利用を進めてまいりたいと考えております。

【会長】

他に何か御質問・御意見ございますか。

【委員】

質問ですが、例えば名古屋で言えば、栄の真ん中でやっているSKE48みたいなグループなどがあります。ショービジネスも段々低年齢化しているという日本全

体の傾向がありまして、どこを有害役務と定め、どこを有害でないとして定め、という線引きがどこで決められているかということを知りたいのと、その基準みたいなものがあるならば、教えていただきたいと思います。

また、「JKビジネス」という言葉が盛んに使われるわけですが、「JK」というのは、何歳までというか、言葉の定義としてどういうふうに使われているのかを教えていただきたいと思います。

【事務局】

有害役務営業につきましては、条例第4条に定義させていただいております。細かく言うと、店舗型と無店舗型があるということで表のとおりでございます。形態についても、JK喫茶からコミュニケーションルームというようなものがあります。

カラー刷りのあらましの一番後ろを見て下さい。一番上でございます。冒頭が今申したところでございます。左側が店舗型、右側が無店舗型となっております。こういったものをいわゆる有害役務営業ということで、その店舗数が資料のとおりでございます。

JKをいくつまでかと言いますと、「JK」は女子校生の通称ということでございます。一方で青少年保護育成条例では、青少年というのは18歳未満の者というので、厳密に言えば18歳未満の方は、女子校生じゃなくても「JKビジネス」で従事してはいけないということでございますので、「JK」がいくつまでかと言いますと、条例上の青少年というのは、18歳未満の者をいうことでございます。

実際は「JKビジネス」というのは、いろんな看板を掲げて現在も営業しているわけですが、現段階では従業者名簿を備え付けておりますが、その中では18歳未満の従事者はいないというようなこととなっております。

【委員】

意見なのですが、「JK」という言葉は元々隠語というか、あまりいい言葉ではなかったと思うのです。業者がそう名乗るのは向こうの自由、勝手だと思うのですが、あまりそれを標準語として、そっち側につく言葉に使っていくというのは、あまりいい印象を受けないという感じはしております。

それと、もちろん小学生や中学生も含まれるということであれば、言葉の定義としてもいまいち正確ではないような気もしているので、いずれもっと判りやすいちゃんとした日本語にしていく方がいいのではないかと思います。無店舗型にしる店舗型にしる、例えばアイドルグループの活動なんかで、これはどうなんだろうかということも真面目に議論されています。

この人たちはテレビで取り上げられることができるのかどうかも含めて結構大きな判断になっていきます。条例を厳しくすればするほど、そういうものも段々狭まっ

ていくということにはなると思うんですね。

これは確かに4条で定められてはおりますが、そうは言っても世の中にはグレーなもの一杯あるんですね。そこをどうしていったらいいかということは課題だと思っております、それは保護育成という観点とはちょっと違うとは思うんですけども、保護育成ということだけを詰めていくと、いろいろと活動ができにくくなるという現象も一方では大きいということを考えに入れていただけるとありがたいと思っております。

【会長】

ありがとうございました。他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

【委員】

ちょっと確認させていただきたいのですが、青少年保護育成条例の中で、インターネットの利用端末という場合は、青少年インターネット環境整備法によりますと、携帯電話とPHSのことを言っているわけでありまして、スマホはどうなのかということで、前に聞いた話によりますと、愛知県条例の特徴としては、スマートフォンの方にも当然説明義務があると聞いているが、そうすると条例のあらましに書いてないが、そこをどういうふうに判断したらいいかというふうに思っているわけがあります。

【事務局】

条文がこれには付いてはいませんが、18条の3という条文がございます、このあらましにはそこまでは付いてないかと思えます。そこでいわゆる携帯電話、インターネット接続契約に係る携帯電話端末、又はPHS端末ということの定義でございますが、その解釈として、スマートフォンのような多機能携帯電話端末も含むと言うことで条例の運用をさせていただいております。

【委員】

運用でということですね。どこかに条文か何かありますかでしょうか。

【事務局】

一応、条例の制定の趣旨として、解説といえますか、運用本を作っておりますが、その中では県としては、スマートフォンを含むということで、条例調査員等に周知させていただいております。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

他に御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、御意見、御質問出尽くしたようですので、次へ進めさせていただきます。

それでは、議事（6）その他に移ります。

それでは、折角の機会でございますので、委員の皆様方から、本日の議事にかかわらず、何かありましたらお願いします。

【委員】

少年非行の多くは、家庭に心の居場所がなく、虐待を受けていることもあり、親子関係がうまくいっていない場合が多いように感じるんですね。有害な環境から子どもを守るには、毎日の親子の会話、それからコミュニケーションを大切にし、子どもの話には常に耳を傾けることが、乳幼児期からの親子の関係づくりになります。

子どもの様子がおかしいと気になったら、相談窓口相談をする。些細なことでも気軽に相談できる窓口が地域に必要であるということは前回もお話ししました。今、虐待がよく聞かれまして、小さな子が亡くなるニュースは心が痛みます。虐待死の、無理心中を除く67パーセントが3歳未満ということで、1歳未満の赤ちゃんがその中でも一番多いというデータが新聞に載っていました。子育て世代に支援が必要なことがわかります。

我が子が生まれて、親となって自分の家庭をしっかり作っていききたいというのは、誰もが望んでいると思うんですが、子どもと親子関係を作り始める大切な時期に子育てに悩んでストレスを抱えている親子は少なくありません。

また、親の労働の実態も厳しいものがあって、ゆとりのない生活、貧困や格差があります。保育園に預けたくても断念しなければならない家庭もあります。

虐待から子どもを守るためにも、保育料を無料にして、どの子どもも平等に良質な保育が受けられるような社会が求められると思っていますのですが、厳しいでしょうか。保育料の無料化。どの子どもも大切、次代を担う子どもの命を守るためにそんなふうに感じました。よろしくお願いします。

【会長】

今のは御意見でよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

他に何か御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようですので、以上をもちまして、本日の議題は終了させていただきます。

委員の皆様方には、議事の運営にご協力いただき、また、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

【司会】

それでは、これをもちまして、「平成28年度第1回愛知県青少年保護育成審議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以 上